

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

事もあろうに、今度は経済統計の不正、偽装が明らかになりました。統計不正は予算の土台を掘り崩すものであり、その説明は予算審議の前提です。にもかかわらず、真相説明に真摯に対応する姿勢が見られず、問題です。実質賃金のマイナスを隠したまま史上最高額を更新した軍事費や、消費税増税、大型開発偏重の公共事業費、行き詰まりが明らかな原発推進関連費など、数々の問題がある2019年度予算案を与党は数の力で衆議院を押し通しました。

とりわけ消費税増税は、10月からの消費税率の10%への引き上げに向け、消費の落ち込みに十二分の対策をとるとして持ち出してきた仕組みが、混乱の拡大に拍車をかけています。軽減でも何でも無い複数税率の導入や、キャッシュレス決済のポイント還元、プレミアム付商品券の発行など、複雑なやり方が高齢者など弱者を助けるどころか苦勞させるものだという事は明らかです。もともと低所得者ほど負担が重い消費税の増税を、深刻な消費不況が続く中で強行すれば、暮らしと日本経済に大きな打撃を及ぼすのは明らかです。

日本商工会議所や日本チェーンストア協会なども、軽減税率導入などに反対しております。世論調査でも、増税はもちろん、混乱を拡大する複数税率やポイント還元に反対する声が多数です。深刻な消費不況が続く中で消費税の増税、混乱を広げる消費税増税は中止すべきです。富裕層や大企業への優遇税制を改め、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革や、歳出の浪費をなくす改革を進めるなど、消費税に頼らない財政・税制への道を開くことが必要です。

それでは最初に、東海第二原発の再稼働問題について質問します。

3月11日の福島原発事故から丸8年を迎えます。福島第一原発は、いまだ収束とはほど遠く、溶け落ちた核燃料の位置や状態はいまだ把握できず、破壊された原子炉建屋への地下水などの流入により、核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続け、多くの福島県民が避難生活を強いられております。安倍政権が成長戦略の柱にしてきた原発輸出は全て破綻しました。高コストの原発に見切りをつける国際的潮流が広がっているもとの、原発ゼロの実現が重要になっています。野党4党が国会に提出している「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法」を速やかに審議し実現することが急がれます。

2月13日、茨城県主催の東海第二発電所の新規規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会が、パルティホールで開催されました。説明に75分、質問時間たったの45分と、大勢の参加者が手を挙げておりましたが、質問できずじまいでした。その中で、次の質問がありましたけれども、適合性審査で合格したと説明されているが、30キロ圏内の96万人が避難しなければならないような事故が起こらないと言えますかと。この質問に対して、規制委員会は絶対安全とは言えないと。これは過酷事故も起こると。このように答えております。質問に対するこの答えは、私は今後の再稼働に向けた問題で、大変重要だと思います。

日本原子力発電（株）の村松衛社長が、2月22日、東海第二原発の再稼働を目指すと表明いたしました。同日、日本共産党県議団と市町村議団は、日本原子力発電に対して再稼働はやめてほしいという県民の願いに真っ向から対決するものであり、強く抗議するとともに再稼働断念と廃炉を改めて求めました。その内容ですけれども、どんな対策を講じても過酷事故のリスクをゼ

口にすることができないと。このできない以上、再稼働を受け入れることはできませんと。また再稼働によって使用済み燃料がさらに増えることも容認できません。

最優先で守らなければならないのは、これまでも大久保市長が答弁されておりますけれども、市民の生活、なりわい、命の尊厳であり、再稼働しないことが最も確かな安全策であると。再稼働方針の撤回を強く求めると同時に廃炉の決断を求めました。

日本原電の社長が再稼働を表明した翌日、2月23日の各社の新聞報道ではこのように記事が載っております。東海第二原発の再稼働へ大きなハードルとなる地元同意の議論が本格的にスタートした。立地周辺の各首長は、再稼働を認めるかどうかの判断材料に、住民の理解や広域避難計画の実効性を上げている。民意の酌み取り方、計画を充実できるか、今後の焦点となると。このように報じております。

続いて2月28日の、これも新聞報道ですけれども、事前了解権を持つ周辺6市村でつくる原子力所在地域首長懇談会が水戸市役所で開かれ、日本原電の村松衛社長が6市村首長に対して、同原発再稼働の意思を改めて表明したとあります。懇談会では、昨年3月に締結した新安全協定の運用に向け、原電と6市村で構成する事務レベルの連絡会議を設置することなどを決定しております。懇談会の座長を務める山田修東海村長は、6自治体で足並みをそろえたと述べ、1市村でも反対の場合には先に進めないということを改めて確認をしたと表明いたしました。

連絡会議の設置については、新安全協定のスタートの日だと述べたとあり、村松社長は、今後同原発の安全対策をめぐる一連の許認可を受けて住民説明会を開催すると述べ、工事の詳細な中身についても早急に6自治体に提出すると説明したと。このような記事内容です。

2月23日の住民説明会を初め、この間の動きを私は新聞報道も含めて今述べましたけれども、ここで市長に2点お伺いいたします。

1点目は、日本原子力発電株式会社の再稼働方針決定に対する見解と対応についてです。

2点目は、市民の会の意見を聞く計画についてです。

市長にそれぞれお伺いをいたします。

2番目に、市有地（日本たばこ産業株式会社）の跡地の利活用について伺います。

2017年に日本たばこ産業株式会社から無償提供された面積約1万7,000平米、この市有地について本市の計画では、2018年度外周市道路の測量設計を実施、過去2度の試掘調査で太田城の遺跡と推定される堀跡などが確認され、埋蔵文化財の発掘調査を実施することを予定している。利活用の計画は、民間活力を利用した良好な住宅として活用していくとした説明を伺っております。

その後の、①利活用の検討状況と今後の計画について伺います。

昨年12月22日、「佐竹氏の本城・太田城を考える」と題して太田城見学、そして基調講演及びパネルディスカッションが常陸佐竹研究会が主催で、茨城大学中世史研究会、茨城城郭研究会、茨城地方史研究会など7団体の共催で開かれました。

常陸太田市の歴史を、これまでも学びたいと思っていたよい機会だと思ひまして、私も朝から参加をいたしました。太田城跡見学では、茨城城郭研究会会員の案内で太田小周辺、また帰願

寺さんなど周辺を歩きました。東京、また千葉からもグループで参加しておりました。見学会や講演会で感じたことは、ニュアンスの違いはありますが、貴重な遺跡を残して伝えてほしいと。このようなメッセージを感じ、参加者からも生かしてほしいという声が聞かれました。

新年度予算を見ますと、市有地（県たばこ産業跡地）利活用事業として2,677万円が計上されております。事業概要は、これまで説明されてきたとおり外周道路予定地における埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ、民間活力を活用した土地の有効活用について、民間事業者から提案を公募するとなっております。

発掘調査の結果次第で、新たな検討もされるであろうと、このように思うわけですが、常陸佐竹研究会・茨城地方史研究会などの研究会の皆さんと、ぜひ話し合いの場をつくっていただいて、歴史を学び伝えていくことができるように、資料など保存できる施設の整備などを提案したいと思います。

2点目に、歴史を伝える施設の整備について伺いたいと思います。

3番目に、DV・ハラスメント対策について。

(1) DV・セクハラ・パワハラ対策について質問します。

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談は、平成29年度分で10万6,110件と、毎年この数字は過去最高を更新しております。被害者の救済と保護の拡充、自立支援の充実、暴力を防止するための施策の強化は、ますます重要な課題となっております。

本市の、①DV相談件数など実態と対応について。

②DVの今後の課題と対策について伺います。

厚生労働省によりますと、全国の労働局に2017年度に寄せられた労働紛争の相談のうち、パワハラを含むいじめ・嫌がらせは7万2,067件で、15年連続で増加しており、内容別で見ますとパワハラが6年連続で最多となっているということです。ハラスメントは働く人の尊厳・人格を傷つけ、多くの被害者が事後の適切な対応はおろか、謝罪さえ受けることなく心身に不調を来したり、休職・退職に追い込まれたり、自ら命を絶ってしまったという被害者もおります。

職場でのハラスメントが1人の人生を狂わせ、1人の働き手を経済社会から失わせるという深刻な結果ももたらしております。最大の問題は、ハラスメント行為を規定し法的に禁止する規制がないために、セクハラやパワハラがあったのかという認定や、被害者の救済に大きな困難が生じています。実際、「男女雇用機会均等法」は事業主にセクハラ防止措置義務を定めていますが、被害が後を絶たない、救済も極めて不十分です。パワハラについて、法律で防止措置を企業に義務づけるとされていますが、禁止規定も持たないセクハラ防止の現状を見るなら、パワハラ解決にはほど遠いものです。

(160文字削除)

さて、本市には市職員のハラスメント防止等に関する規定はまだありませんが、3点目として、

常陸太田市職員のハラスメントの現状と防止策について伺います。

4 番目に、国民健康保険について。

1、国民健康保険税の軽減策について伺います。

今、多くの住民が、地方自治体でもっと力を入れて取り組んでほしい施策は、福祉の充実を上げています。その中でも、高過ぎる国民健康保険税を引き下げてほしいという切実な声があふれております。高すぎる保険料（税）は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い一方、他の医療保険より保険料が高く、負担が限界となっていることを国保の構造問題だとして、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しております。2014年に全国知事会は、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望しております。

国保料（税）が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割、資産割という保険料の算定です。協会けんぽ並みにするためには均等割や平等割を廃止して、国保料（税）を引き下げていくことが必要だと思います。資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられております。

低所得者には、法定内繰り入れとして一定の減額があるものの、子どもの数が多い世帯ほど国保料（税）の負担が重くなる均等割には、まるで人頭税だと、子育て支援に逆行していると、このような批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が強く出されております。

本市の均等割額1人1万7,000円。その内訳は、医療保険分が1万3,600円、後期高齢者支援金分が3,400円となっております。ゼロ歳から18歳までの子どもの均等割額です。

私は、ここで子どもの均等割の市独自軽減について伺いたいと思いますが、まずゼロ歳から18歳までの被保険者数が何人になるのか。

2点目に、ゼロ歳から18歳までの子どもの均等割について、免除に要する費用は幾らになるのか。

そして3点目。3点目は2回目の質問で伺うと思っていたんですが、時間がないとできませんので今伺いますけれども、当面私は半額助成に要する財源ですけれども、これは基金の活用で、そして、均等割半額助成ができないかと。基金の活用を行えば、これは可能ではないかと。このように思うわけですけれども、ご答弁をお願いいたしたいと思います。

5番目に、貧困対策居場所の確保について質問します。

「子どもの貧困対策推進法」が施行されて5年になります。深刻な困窮世帯の実態。中でも子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が貧困にある深刻な実態が続いております。子どもだけでもきちんと食事をさせたいが、時間的にそれができない。病気になっても受診を我慢する等々、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができない世帯が少なくない、こうした現

実を放置することはできません。

全国的に、子どもに無料、または低額で食事を提供する子ども食堂が次々と広がっております。この取り組みは、子どもの貧困対策としての食事の保障だけでなく、地域における子どもの居場所づくり、大人も含めた地域における交流が図れる目的もあり、全ての子どもの成長を地域社会全体で支えるという意味で、非常に有意義な事業だと思います。

実施主体や取り組みの状況も多種多様です。NPO法人、また個人、地域や任意の団体、一部では自治体や学校が取り組んでいるというところもあります。日立市では市内3カ所の地域子ども食堂を市が支援をしております。

本市では、NPO法人が昨年7月より子ども食堂を運営しております。このNPO法人は、日常は高齢者の方々のデイサービスを行っておりますけれども。この子ども食堂は、月2回午後5時から7時まで。利用料金は一食200円で地域の子どものから大人まで誰もが参加できる、集える食堂として運営されております。地域のボランティアの方々がこの事業を支えております。

昨年12月に、文教民生委員会委員全員で訪問をして、説明を受けながら、また要望などもお聞きし、最後には温かい夕食をみんなと一緒に食べてきました。子ども食堂は、常陸太田市においてはこれからの問題となりますけれども、1カ所でも2カ所でも広がっていくことを期待して、子ども食堂への支援について、3点伺いたいと思います。

1点目は、子ども食堂の役割や重要性の認識についてです。

2点目は、財政的な支援や場所の提供など、活動支援についてです。

3点目は、子ども食堂の周知についてです。この周知については、市が紹介することで、個々の子ども食堂の認知度と信頼が上がり活動しやすくなると、このようなお話も伺っております。

3点についてお伺いいたします。

6番目、農業再生について。

1、国際家族農業年について伺います。

家族農業、小規模農業の役割を重視し、各国が支援しようとして国連が呼びかけた家族農業の10年、2019年から28年がスタートします。国連が2014年の家族農業年に続いて本格的な取り組みを呼びかけたのは、輸出偏重や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が、家族農業の危機を広げて貧困や格差・飢餓を拡大し、地球環境を悪化させてきたことへの反省からです。世界の農政が、歴史的な転換を求められていると言えます。

飢餓や貧困の克服、環境保全といった人類の直面する課題を解決して、持続可能な世界を展望する上で、家族農業の役割が欠かせないことが世界の共通認識になっていることを示していると思います。

日本は、家族農業10年に賛成しながらも農業と家族経営の切り捨て、農家にはかり知れない打撃をもたらすTPP、また、日欧EPA経済連携協定などを発行し、アメリカとはTPP以上の自由化要求が必至の貿易交渉を始めようとしております。

国内農政でも競争力強化を口実に、大規模化、企業参入を最優先し、農協や農地制度、「種子法」など戦後の農業や家族経営を守ってきた諸制度を壊してきました。多くの国民も、農業と農

村の荒廃に胸を痛めております。安全な食料は日本の大地から。このことを願っております。

また農業関係者からも伺ってきたことですが、生産者と消費者が協働した地域農業を守る取り組みも、各地で発展しております。農山村に移住する都会の若者が増える田園回帰。この流れも作り出されていると聞いております。

そこで、私は2点伺いたいと思います。

1点目は、2019年スタートの家族農業10年。この見解について伺います。

そして2点目ですが、本市の家族農業また小規模農業を守り、着実に進めていくために、支援策についてお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、日本原子力発電株式会社の再稼働方針決定に対する見解と対応についてでございます。

去る2月28日に、原子力所在地域首長懇談会が開催をされまして、新聞報道等でご承知のように、日本原電側から運転計画等の具体的なスケジュールの提示はなかったものの、再稼働を目指してまいりたいとの方針の表明を受けたところでございます。今後は6市村と日本原電との間で締結をいたしました新協定に基づいた協議が進められますとともに、各自治体への詳細な説明と住民説明会が開催をされることとなりますが、協定を締結している6市村は1市村でも反対であれば先には進まないという見解を改めて共有をいたし、日本原電に示しますとともに、事業者である日本原電側のペースでなし崩し的に進められないよう、6市村が情報共有を図りながら連携を密にして対応することで認識を共有をしたところでございます。

また、日本原電に対しましては、今後市民に対してきちんとした資料の提示や説明責任を果たすなど、これまで以上に丁寧な対応を求めたところでございます。

2点目の、市民の意見を聞く計画についてでございますが、これまでもご答弁させていただいておりますとおり、福祉や産業、教育等の分野の20名の委員から意見を聞くこととしております。先ほども述べましたとおり、日本原電側からは今後の具体的なスケジュールが示されていない状況にあります。情報開示や情報提供を徹底するとして、各自治体への説明や住民対象の説明会を開催する旨の考えが示されておりますことから、それらの説明が行われた後に適切なタイミングで、委員の皆様からご意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。企画部長。

〔綿引誠二企画部長 登壇〕

○綿引誠二企画部長 市有地（日本たばこ産業株式会社）の跡地の利活用についての、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、利活用の検討状況と今後の計画についてでございますが、当該市有地につきましては、本市が少子化・人口減少対策に資する有効な土地活用が図れるものと判断し、平成29年9月に日本たばこ産業株式会社より無償にて譲渡を受けたものでございます。

土地の利活用方法といたしましては、定住人口の拡大を図るため、これまで本市が他の自治体に先駆けて実施してまいりました少子化人口減少対策に係る各種施策に対し魅力を感じ、常陸太田市に定住したいと考えている方々のさらなる受け皿となりますよう、民間活力を活用した良好な住宅用地として活用してまいりたいと考えているところでございます。

なお、対象地の外周市道につきましては、幅員が4メートル未満と大変狭隘な部分もありますことから、まずは市におきまして緊急車両の通行や良好な居住環境を確保するため、当該道路の拡幅に当たり、今年度においては外周市道の測量設計を行ったところでございます。来年度は、外周市道拡幅予定の土地について、埋蔵文化財の発掘調査を実施してまいります。発掘調査の期間につきましては、5ヶ月程度を要する見込みでありまして、調査の終了は本年9月ごろを予定してございます。

2点目の、歴史を伝える施設の整備についてでございますが、先ほど申し上げました埋蔵文化財発掘調査を行いまして、その調査結果を見きわめた上で具体的な土地の利活用内容について決定してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長　ここで暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時59分再開

○成井小太郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長　ただいまの答弁をする内容につきましては、3番目のご質問ありましたDV・ハラスメント対策についての項目でありますけれども、先ほど宇野議員からの質問の趣旨説明の中で、

_____（55文字削除）到底容認できる内容ではありませんので、それを修正あるいは撤回することを求めます。

○成井小太郎議長　暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時12分再開

○成井小太郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野議員。

○18番（宇野隆子議員）　私が一般質問で取り上げましたDV・ハラスメント対策についてですけれども、この中で_____（8文字削除）本市の道の駅駅長のような発言をいたしました。この件に関して、先ほど市長から、そういうハラスメント、これはなかったというようなことで、この部分の修正あるいは削除をただいま求められました。

このハラスメントは、前段でも私申し上げましたように、非常に心理的なもの、目に見えるもの、身体的なもの、さまざまあるわけですけれども、例えば心理的なダメージを受けて、最終的

に精神的な苦痛を与えられて病気になってしまったと。で、やめるときには病気になってやめま
すというようなことに……。これは____（2文字削除）を指して言っているわけではありません
けれども、そういうケースもたくさんあるわけですけども。

それにしても、私のただいま質問の中では、多数の皆さんの理解を得られなかったといえます
か、誤解が生じておりますので、今回はこの部分については、_____
_____（2文字削除）この部分については削除をしたいと思います。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 DV・ハラスメント対策についてのうち、DVに係る2点のご質問に
お答えいたします。

1点目の、DVの相談件数など実態と対応についてでございますが、まず、DVに係る直近3
年間の相談件数につきましては、平成28年度は子ども福祉課で受けたもの6件、市民相談室が
1件の計7件、平成29年度は子ども福祉課で受けたもの4件、市民相談室が1件の計5件、平
成30年度におきましては、本年2月末までに子ども福祉課において相談を受けた件数は2件と
なっております、これらの相談者はいずれも女性でございました。

これらの相談案件につきましては、警察署への被害届け出を伴う婦人保護所への保護対応とな
りました案件が1件となっておりまして、それ以外の案件につきましては、指導・助言により
終結している状況でございます。

DVに係ります相談・対応のための担当の体制といたしましては、子ども福祉課内に児童虐待
における体制と同様、兼務のケースワーカー3名、家庭相談員2名で対応している状況でござい
ます。

なお、DV被害者の多くが女性であることを踏まえ、担当者及び家庭相談員に女性をそれぞれ
1名ずつ配置するなど、相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、DVにつきましては、専門的知識と経験が必要となりますことから、県女性相談センタ
ー主催の研修会などへの参加によりまして、担当者の資質向上を図っているところでござい
ます。

このような体制のもと、相談が寄せられた場合には、相談者との面接から、聞き取り調査を実
施するなどしまして、家族構成、経済事情など状況の詳細を把握した上で、加害者からの暴力に
より既に重大な結果が生じているか、訴追を受けるおそれがあるかなどリスク分析を行い、適切
な助言・指導を行っております。

案件の状況を確認しました中で、その危険性や緊急性などを踏まえまして、加害者の検挙や指
導・警告が必要である場合には警察への届け出を案内しますとともに、必要に応じて同伴をする
など、被害者の不安を少しでも和らげられるよう努めているところでございます。

また、加害者の訴追から逃れる必要がある場合には、一時保護のための支援、加害者に近づい
てほしくない場合には、裁判所への保護命令申し立てのための案内等支援、加害者と離婚したい
など法律行為が必要な場合には弁護士によります法律相談や法テラスへつなげるなど、関係機関
と連携を図りながら、相談者への支援に努めているところでございます。

次に、DVの今後の課題と対策についてでございますが、DVに係る相談につきましては、相談者の家庭環境などにより訴えの内容が多種多様でありますことから、相談者に寄り添った適切な支援につなげるようにすることが課題となっております。

現在、DV抑止対策として、市ホームページにおいて配偶者対象暴力の記事を掲載しております。今後ともDVの発生抑止につながるよう周知啓発に努めてまいりますとともに、DVが発生した際には、早期対応及び介入のため、市及び関係機関が連携、一体となりまして対応を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、国民健康保険税におきます子どもの均等割の市独自軽減についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税におきます子どもの均等割にかかります18歳以下の被保険者数とその均等割額でございますが、2月21日現在におきまして、被保険者は835人、1人当たりの均等割額1万7,000円を掛けますと、均等割額は1,419万5,000円となっております。この均等割に対しまして、半額分として一般会計繰入金や支払準備基金を財源に軽減ができないかということでございますが、一般会計繰入金におけます法定外繰入金につきましては、県国民健康保険運営方針におきまして、今後削減・解消すべきものとされておりますので、この方針に十分留意をしながら国保会計の予算組みをしていく必要があると考えております。

また、支払準備基金からの繰り入れにつきましては、県へ納める納付金の激変緩和措置額が年々削減されていきますことから、被保険者数や医療費の動向を踏まえながら、現行制度によります国保の安定運営を図るための補填財源といたしまして活用してまいりたいと考えております。

このようなことから、子どもの均等割の軽減を行うため、一般会計及び支払準備基金からの繰り入れを、財源として充てていくということは難しいと考えておりますので、国民健康保険税におきます均等割につきましては、現行制度により行ってまいりたいと存じます。

次に、子どもの貧困対策、居場所の確保について、子ども食堂への支援についての3点のご質問にお答えいたします。

1点目の、子ども食堂の役割や重要性の認識についてでございますが、子ども食堂は地域におけます個人や団体等がボランティアにより子どもたちに無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんとなる居場所を提供することによりまして、貧困家庭の子どもや孤食で過ごす子どもなど、困難を抱える子どもを含めさまざまな子どもに対し、食育や居場所づくりとして意義のあるものと捉えているところでございます。

また、これを契機といたしまして、高齢者や障害者などを含む地域住民の交流拠点に発展する可能性がありますことから、地域共生社会づくりへの役割を果たすものとしても期待されるものと認識をしているところでございます。

2点目の、財政的な支援や場所の提供など活動支援についてでございますが、現時点におきましては、本市では子ども食堂の活動に対します支援といたしましては、これを対象といたしました補助金等の財政面での支援や、積極的な場所の提供などは行っていない状況でございます。

この子ども食堂の活動につきましては、全国的に広がりを持たれてきている状況でございます

が、これらの形態を見ても貧困家庭の子どもや、孤食で過ごす子どもなど、困難を抱える子どもたちへの支援を主に活動するもの、地域のさまざまな子どもたちを対象とした交流拠点とするもの、地域食堂などの減少により子どもたちに限らずその他の地域住民を対象とした交流拠点とするものなど、多岐にわたっているところでございます。

また、この活動につきましては、比較的簡単に始められる反面、容易にやめることもできますことから、市の支援といたしましては、できる限り継続した活動が望ましいことや、地域における団体等のボランティアとしての取り組みによるところが大きいこと、潜在的にどれだけの需要があるのかを把握していくことも必要と考えておりますので、今後支援のあり方や他市町村の状況などを踏まえながら研究をしてまいりたいと存じます。

次に、3点目の活動の周知についてでございますが、現在市で把握しております子ども食堂につきましては1カ所でございますが、この活動につきましては、既にチラシを子ども福祉課など関係部署の窓口配置し、周知への支援を行っております。今後同様の団体等が出てきた場合には、その趣旨を照らしながら周知協力は行ってまいりたいと存じます。

また、子ども食堂の活動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな形態が考えられますことから、市民活動の一環と捉えられる場合には、関係所管と連携を図りながらその活動状況につきましても周知をしてまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 DV・セクハラ・パワハラ対策についてのご質問のうち、3点目の常陸太田市職員のハラスメントの現状と防止策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるハラスメントの現状でございますが、職員からの相談内容といたしましては、職場の人間関係に関する相談が管理職・一般職を問わず年間で数件ほどございます。

ご質問のハラスメントにつきましては、「他人に対する発言や行為などで、意図している、していないに関係なく、不快にさせたり、傷つけたりすること」と定義づけをされておりますが、職員からの相談内容がハラスメントに該当するか否かについての判断は、非常に難しいというのが現状でございます。

現在把握をしている相談の状況でございますが、本年度において2月末までに総務課に直接相談のあったものが6件、市が相談業務を委託している茨城県精神保健協会の臨床心理士へ相談のあったものが延べ11件で、その内容は職場における業務上の問題や、人間関係の悩みなどの相談となっております。相談者の状況によっては、専門医の受診奨励を行うなど相談者一人ひとりに寄り添った適切なアドバイスをいただいているところでございます。

次に、ハラスメントの防止策でございますが、ハラスメント対策につきましては、職場内の職員相互の信頼関係や風通しのよい職場環境を築くことが、市民サービスを向上させる上でも大変重要であると認識をしております。本市におきましては特に管理職の研修等を通しまして、ハラスメント防止に取り組んでいるところでございます。

昨年度実施いたしました研修におきましては、ハラスメントの加害者となり得る管理職と、被

害者となり得る一般職に分けた研修を実施しまして、120名の職員が参加をいたしてごさいます。

また、本年度におきましては、管理職を対象としまして、職場の同僚が不快に感じないような声のかけ方や接し方などの研修会を開催いたしまして、ハラスメント防止の意識づけを行ってきたところでございます。

職場における人間関係、信頼関係の悪化は、職員の体調不良や業務効率の低下にもつながる要因となりますことから、ハラスメントが発生しない職場づくりを進めるために、引き続き各種研修会を通しまして、職員一人ひとりのハラスメント防止に対する理解を深めますとともに、管理職職員を中心にしまして、全ての職員がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合う職場環境づくりに向けました取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 国際家族農業年についてのご質問にお答えいたします。

初めに、2019年スタートの家族農業10年についての見解についてでございますが、議員ご発言のとおり、国際連合は2017年の国連総会において、2019年から2028年を国連家族農業10年と定め、加盟国及び関係機関等に対し、家族農業に係る施策の推進、知見の共有等を求める決議をしたところでございます。

この決議は、国際的な貧困や飢餓問題が背景にございまして、世界的に家族経営による農業形態が、世界の食料生産額の8割以上を占めるなど、食料の安全保障確保と、飢餓撲滅に大きな役割を果たしている。また、貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事していることなどから、農村地域の開発と持続可能な農業に対する支援の投資を求めたものでございます。

国におきましては、この決議を受け、また、全国の農業経営体数約138万経営体のうち家族経営体は134万経営体と、全体の98%を占めていることなどから、家族農業経営が地域農業の担い手として重要であると位置づけ、「食料・農業・農村基本法」に基づき、家族農業経営の活性化を図ることとし、担い手の育成、所得向上、また農村地域の環境保全など、さまざまな観点から施策を講じているところでございまして、これら家族農業を中心とした農業経営を支援することは重要であると認識をしているところでございます。

次に、本市における家族、小規模農業の支援策についてでございます。

まず本市における農業経営体数は、2015年農林業センサスで2,550経営体。そのうち家族経営体は規模の大小はございますが、2,549経営体と全体の99.6%を占めてございます。本市におきましては、基幹農業である農業の維持発展のため、地域農業の担い手であります認定農業者等を中心といたします、農業をなりわいとする農家の育成、確保、所得向上などを図るため、国や県の施策を有効に活用した農業用機械や施設等の整備、高度化、生産圃場の整備、農地の集積・集約などに取り組むとともに、市独自の施策として、農業用簡易ハウスの設置支援、多目的生産への支援、加工品開発等の六次産業化支援、道の駅の整備などを含めました販路の確保・拡大などを進めてきているところでございます。

また、地域農業の発展には家族による経営のみならず、集落営農組織や農業法人などによる大規模で効率的な農業経営も必要不可欠であることから、これらの法人等の誘致や組織化を進めてきたところでございます。今後とも引き続き国や県と協調し、担い手の育成・確保、所得向上、農村環境の保全などに、取り組んでまいります。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質問を行います。

東海第二原発の問題についてですけれども、幅広い市民の意見を聞くということで、教育・福祉・産業などの各分野から20名の方を委員として選出されておりますけれども、今後市民の皆様方からのお話を伺っていくということですので、私はこの中で、市長が原発の再稼働の可否についてですけれども、最終的な判断について、こういう市民の皆さんの20名の集まりが、どのようにそのことで影響をしていくのか。言いかえれば、どのような比重を持っているのかということについて伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 20名の委員の皆様だけではなく、当然のことながら議会の議員の皆様のご意見も入れながら方向づけをしていきたい、そういうふうに思っております。出た意見について一つひとつ、それはいいとか悪いとかいう問題ではなく、全体の考え方が正しいか、それを集約しながら判断をしていきたいと思っております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） はい、わかりました。以前にも伺いましたけれども、住民団体から請願が出ておまして、再稼働は認めないでほしいと。このことについて、議会では趣旨採択ということでありまして、このことについても市長は、議会での趣旨採択重く受けとめたいと、このようなご答弁をいただいておりますけれども、私も質問の中で、何よりも東海第二原発、人口密集地にありまして、老朽化した沸騰水型の原発であるということ。そして、どんな対策を講じても過酷事故のリスクをゼロにすることができないと。再稼働によって危険な使用済み燃料が増えることから、私は再稼働はすべきではないと、このように思っております。

先ほども首長からも答弁いただきましたけれども、再稼働を村松社長が表明したその後に6市村の市長のコメントが求められて、その中で市長は、市民の安全・安心を第一に慎重に対応していきたい、このようにコメントをされております。

市民の生命・なりわい・財産、またふるさとを守るためにも、そして市民が原発事故の心配をすることなく、まず安心して暮らせるようにするためには、私はやはり東海第二原発再稼働、ぜひ市長にも今後反対を明言していただきたいと。これは要望したいと思っております。

次に、日本たばこ跡地の市有地の利活用については、ご答弁いただきまして、1万7,000平米ということで、今後狭隘な道路の整備なども含めて、埋蔵物発掘調査の中で、どのような結果が出てくるかわかりませんが、私としては、また市民の皆さんからの声を伺うと、一定程度の広場、あるいはあの場所にそういう佐竹さんの歴史的な資料等もおさめられるような資料館

などもあったらいいと。これは、先ほどお話いたしましたけれども、12月20日に行われたシンポジウムなどでも各大学の先生方からもご意見が出ておりまして、ぜひこういうことも、調査次第ということになります。検討をしていただきたいと思います。このように思います。

国民健康保険。先ほども言いましたけれども、国保制度だけが資産割があったり均等割があったり平等割があったりと。そういうことで非常にその均等割については、生まれたばかりの赤ちゃんも成人も1人1万7,000円と。成人はここに介護保険金がプラスされますので、もう少し上がりますけれども。ですから、これが子どもをこれから産んで育てたいというような子育て家庭の中で非常に重い負担になってくると。そういうことが子育て支援に逆行しているのではないかと、今言われておりますけれども。

当面、ぜひ均等割1万7,000円の半額といいますと、先ほど1,400万円ほどの費用額が出されましたけれども、その半分で700万円と。これは何とかそういう財調などもありますし、捻出をされて、均等割、当面半額を求めたいと思いますけれども、今後ぜひご検討をお願いしたいと思います。

子ども食堂についても、太田ではこれからの問題ということで、先ほどいろいろ課題なども含めまして研究をしていくということです。全国のいろんな子ども食堂の取り組み等々を見ましても、始めてすぐやめてしまうようなところもあるわけですね。なかなか子どもたちの人数が安定しない、食材の準備の難しさ、それからいろいろ経費の問題なども含めましてありますけれども……。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） そういうこともありますけれども、全国的にはやはり子ども食堂の重要性が認められて広がっているということで、ぜひ太田でも行政の支援などもいただきながら拡充されることをよろしくお願いしたいと思います。

農業問題につきましても、家族農業10年ということで先ほどご答弁いただきました。さらなる研究、そして認識を深めていただいて、常陸太田市の農業・食料政策に位置づけて、そして取り組んでいただきたいと思います。このようなことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。